○　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改　正　案	現　行
目次	目次
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第六章　連結附属明細表（第九十一条―第九十二条の二）	第六章　連結附属明細表（第九十一条・第九十二条）
第七章　（略）	第七章　（略）
附則	附則
（定義）	（定義）
第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～三十五　（略）	一～三十五　（略）
三十六　金融商品　財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。	（新設）
三十七　資産除去債務　財務諸表等規則第八条第四十二項に規定する資産除去債務をいう。	（新設）
（連結の範囲等に関する記載）	（連結の範囲等に関する記載）
第十三条　（略）	第十三条　（略）
２　前項第一号に掲げる連結の範囲に関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、第一号に掲げる事	２　前項第一号に掲げる連結の範囲に関する事項については、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、第一号に掲げる事

項については、有価証券届出書及び有価証券報告書の連結財務諸表以外の箇所に当該事項が記載されている場合には、その旨を記載することにより記載を省略することができる。	項については、有価証券届出書及び有価証券報告書の連結財務諸表以外の箇所に当該事項が記載されている場合には、その旨を記載することにより記載を省略することができる。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　開示対象特別目的会社（財務諸表等規則第八条の九第二号に規定する開示対象特別目的会社をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項	（新設）
3・4　（略）	3・4　（略）
5　第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。	5　第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　重要な収益及び費用の計上基準	（新設）
五　（略）	四　（略）
六　重要なヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。第十五条の七第一項及び第三項において同じ。）の方法	五　重要なヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。第十五条の七第一項第二号において同じ。）の方法
七　（略）	六　（略）
6・7　（略）	6・7　（略）
（金融商品に関する注記） 第十五条の五の二　金融商品については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、	（新設）

注記を省略することができる。
一　金融商品の状況に関する次に掲げる事項
イ　金融商品に対する取組方針
ロ　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
ハ　金融商品に係るリスク管理体制
二　金融商品の時価に関する次に掲げる事項
イ　連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額
ロ　連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価
ハ　連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額と連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価との差額
ニ　連結貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法
ホ　ロからニまでに掲げる事項に関する説明
2　前項第二号ロからホまでに掲げる事項については、時価の把握が困難な場合には、同項本文の規定にかかわらず、注記することを要しない。この場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。
3　金融資産（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融資産をいう。以下この項において同じ。）及び金融負債（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融負債をいう。以下この項において同じ。）の双方がそれぞれ資産の総額及び負債の総額の大部分を占めており、かつ、当該金融資産及び金融負債の双方が事業目的に

照らして重要である連結会社にあつては、当該金融資産及び金融負債の主要な市場リスク（金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動による損失の危険をいう。以下この項及び次項において同じ。）の要因となる当該指標の数値の変動に対する当該金融資産及び金融負債の価値の変動率に重要性がある場合には、次の各号に掲げる金融商品の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一　そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品　当該分析に基づく定量的情報及びこれに関連する情報

二　そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品　次のイ及びロに掲げる事項

イ　そのリスク管理において、市場リスクに関する定量的分析を利用していない旨

ロ　市場リスクの要因となる金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の数値の変動を合理的な範囲で仮定して算定した時価の増減額及びこれに関連する情報

4　前項第二号ロに掲げる事項が、連結会社の市場リスクの実態を適切に反映していない場合には、その旨及びその理由を注記しなければならない。

5　金銭債権（時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものを除く。）及び有価証券（売買目的有価証券を除く。）のうち満期のあるものについては、償還予定額の合計額を一定の期間に

区分した金額を注記しなければならない。

6　社債、長期借入金、リース債務及びその他の負債であつて、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第九十二条第一項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもつて代えることができる。

（有価証券に関する注記）

第十五条の六　前条に定める事項のほか、有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　売買目的有価証券　当連結会計年度の損益に含まれた評価差額

二　満期保有目的の債券　当該債券を連結決算日における時価が連結決算日における連結貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該連結貸借対照表計上額を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ　連結決算日における連結貸借対照表計上額

ロ　連結決算日における時価

ハ　連結決算日における連結貸借対照表計上額と連結決算日における時価との差額

三　その他有価証券　有価証券（株式、債券及びその他の有価証券をいう。第五号において同じ。）の種類ごとに当該有価証券を連

（有価証券に関する注記）

第十五条の六　有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、同号に規定するその他有価証券の売却損益の合計額の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一　売買目的有価証券

イ　連結決算日における連結貸借対照表計上額

ロ　当該連結会計年度の損益に含まれた評価差額

二　満期保有目的の債券で時価のあるもの

イ　連結決算日における連結貸借対照表計上額

ロ　連結決算日における時価

ハ　当該債券を連結決算日における時価が連結決算日における連結貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該連結貸借対照表計上額を超えないものに区分し、当該区分ごとの当該時価と当該連結貸借対照表計上額との差額

結決算日における連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの及び当該連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないものに区分し、その区分ごとの次に掲げる事項

イ　連結決算日における連結貸借対照表計上額

ロ　取得原価

ハ　連結決算日における連結貸借対照表計上額と取得原価との差額

四　当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券　債券の種類ごとの売却原価、売却額、売却損益及び売却の理由

五　当連結会計年度中に売却したその他有価証券　有価証券の種類ごとの売却額、売却益の合計額及び売却損の合計額

（削る）

2　当連結会計年度中に売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券の保有目的を変更した場合には、その旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。）及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

三　その他有価証券で時価のあるもの　有価証券の種類（株式及び債券等をいう。）ごとの次に掲げる事項

イ　取得原価

ロ　連結決算日における連結貸借対照表計上額

ハ　当該有価証券を連結決算日における連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの及び当該連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないものに区分し、当該区分ごとの当該連結貸借対照表計上額と取得原価との差額

四　当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券　債券の種類ごとの売却原価、売却額、売却損益及び売却の理由

五　当該連結会計年度中に売却したその他有価証券　売却額、売却益の合計額及び売却損の合計額

2　時価評価されていない有価証券（前項第二号及び財務諸表等規則第八条の七第一項第三号に掲げる有価証券を除く。）がある場合には、主なものについて保有目的ごとにその内容及び連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3　当該連結会計年度中に売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券の保有目的を変更した場合には、その旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。）及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

3　当連結会計年度中に有価証券の減損処理を行った場合には、その旨及び減損処理額を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

（削る）

（デリバティブ取引に関する注記）

第十五条の七　第十五条の五の二に定める事項のほか、デリバティブ取引については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引　取引の対象物（通貨、金利、株式、債券、商品及びその他の取引の対象物をいう。次号において同じ。）の種類ごとの次に掲げる事項

イ　連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額

ロ　連結決算日における時価及び評価損益

ハ　時価の算定方法

二　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引　取引の対象物の種類ごとの次に掲げる事項

イ　連結決算日における契約額又は契約において定められた元本

（新設）

4　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券については、有価証券の種類（株式及び債券等をいい、債券である場合には債券の種類）ごとに、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。

（デリバティブ取引に関する注記）

第十五条の七　デリバティブ取引については、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一　取引の状況に関する事項　取引の内容、取引に対する取組方針、取引の利用目的、取引に係るリスクの内容、取引に係るリスク管理体制及び次号に定める事項についての補足説明

二　取引の時価等に関する事項（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）　取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等をいう。）ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定根拠

2　前項第二号に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。）による区分、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）とそれ以外の取引の区分、買付約定

相当額

ロ　連結決算日における時価

ハ　時価の算定方法

2　前項第一号に定める事項は、取引（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）の種類、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する市場取引をいう。）又は市場取引以外の取引、買付約定に係るもの又は売付約定に係るもの、連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

3　第一項第二号に定める事項は、ヘッジ会計の方法、取引の種類、ヘッジ対象（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定するヘッジ対象をいう。）及びその他の項目に区分して記載しなければならない。

（資産除去債務に関する注記）

第十五条の二十三　財務諸表等規則第八条の二十八の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当連結会計年度」と読み替えるものとする。

（注記の方法）

第十六条　（略）

に係るものと売付約定に係るものの区分、連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間による区分等の区分により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

（新設）

（注記の方法）

第十六条　（略）

２　第十五条の二十二の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第十三条の規定による記載は、同条第一項の規定にかかわらず、第十五条の二十二の規定による注記の次に記載しなければならない。

３　（略）

（流動資産の区分表示）

第二十三条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～四　（略）

五　商品及び製品（半製品を含む。）

六　仕掛品

七　原材料及び貯蔵品

八・九　（略）

２　（略）

３　第一項第九号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を

２　前条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。この場合において、第十三条の規定による記載は、同条第一項の規定にかかわらず、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

３　（略）

（流動資産の区分表示）

第二十三条　流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～四　（略）

五　たな卸資産（財務諸表等規則第十五条第五号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。）

（新設）

（新設）

六・七　（略）

２　（略）

３　第一項第七号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて

付した科目をもつて別に掲記しなければならない。 ４　第一項本文の規定にかかわらず、同項第五号から第七号までに掲げる項目に属する資産については、たな卸資産の科目をもつて一括して掲記することができる。この場合においては、当該項目に属する資産の科目及びその金額を注記しなければならない。	別に掲記しなければならない。 （新設）
（各負債の範囲） 第三十六条　財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の四まで、第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。	（各負債の範囲） 第三十六条　財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで、第五十一条から第五十一条の三までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。
（流動負債の区分表示） 第三十七条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。 一～六　（略） 七　資産除去債務 八　（略） ２～４　（略）	（流動負債の区分表示） 第三十七条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第六号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。 一～六　（略） （新設） 七　（略） ２～４　（略）

5　第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第三十八条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～五　（略）

六　資産除去債務

七・八　（略）

2・3　（略）

4　前条第五項の規定は、第一項第八号に掲げる項目に属する負債について準用する。

5　（略）

（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）

第四十条の二　財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

5　第一項第七号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第三十八条　固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第五号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一～五　（略）

（新設）

六・七　（略）

2・3　（略）

4　前条第五項の規定は、第一項第七号の負債について準用する。

5　（略）

（新設）

（繰延税金資産又は繰延税金負債の表示）

第四十五条　第二十三条第一項第八号に掲げる繰延税金資産と第三十七条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

２　（略）

（工事損失引当金繰入額の注記）

第五十二条の二　財務諸表等規則第七十六条の二の規定は、工事損失引当金の繰入れについて準用する。

（引当金繰入額の区分表示）

第六十六条　引当金繰入額は、その設定目的及び引当金繰入額であることを示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。ただし、第五十二条の二及び第五十五条第一項ただし書の規定による場合には、区分掲記に代えて、その内容及びその金額を注記することができる。

２　（略）

（連結附属明細表の種類）

第九十二条　連結附属明細表の種類は、社債明細表、借入金等明細表及び資産除去債務明細表とする。

（繰延税金資産又は繰延税金負債の表示）

第四十五条　第二十三条第一項第六号に掲げる繰延税金資産と第三十七条第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

２　（略）

（新設）

（引当金繰入額の区分表示）

第六十六条　引当金繰入額は、その設定目的及び引当金繰入額であることを示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。ただし、第五十五条第一項ただし書の規定による場合には、区分掲記に代えて、その内容及びその金額を注記することができる。

２　（略）

（連結附属明細表の種類）

第九十二条　連結附属明細表の種類は、社債明細表及び借入金等明細表とする。

２　前項に規定する社債明細表、借入金等明細表及び資産除去債務明細表の様式は、様式第九号から第十一号までに定めるところによる。 （連結附属明細表の作成の省略） 第九十二条の二　当連結会計年度末及び直前連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該各連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の百分の一以下である場合には、前条第一項に規定する資産除去債務明細表の作成を省略することができる。 ２　前項の規定により資産除去債務明細表の作成を省略した場合には、その旨を注記しなければならない。	２　前項に規定する社債明細表及び借入金等明細表の様式は、様式第九号及び第十号に定めるところによる。 （新設）

○　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正案

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度（平成　年　月　日）	当連結会計年度（平成　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形及び売掛金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
受取手形及び売掛金（純額）	×××	×××
リース債権及びリース投資資産	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
リース債権及びリース投資資産（純額）	×××	×××
有価証券	×××	×××
商品及び製品	×××	×××
仕掛品	×××	×××
原材料及び貯蔵品	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
建物及び構築物（純額）	×××	×××
機械装置及び運搬具	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
機械装置及び運搬具（純額）	×××	×××
土地	×××	×××
リース資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
リース資産（純額）	×××	×××
建設仮勘定	×××	×××
その他	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
その他（純額）	×××	×××
有形固定資産合計	×××	×××
無形固定資産		
のれん	×××	×××

現行

様式第四号

【連結貸借対照表】

（単位：　円）

	前連結会計年度（平成　年　月　日）	当連結会計年度（平成　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形及び売掛金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
受取手形及び売掛金（純額）	×××	×××
リース債権及びリース投資資産	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
リース債権及びリース投資資産（純額）	×××	×××
有価証券	×××	×××
たな卸資産	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
建物及び構築物（純額）	×××	×××
機械装置及び運搬具	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
機械装置及び運搬具（純額）	×××	×××
土地	×××	×××
リース資産	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
リース資産（純額）	×××	×××
建設仮勘定	×××	×××
その他	×××	×××
減価償却累計額	△×××	△×××
その他（純額）	×××	×××
有形固定資産合計	×××	×××
無形固定資産		
のれん	×××	×××

リース資産	×××	×××
その他	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産		
投資有価証券	×××	×××
長期貸付金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
長期貸付金（純額）	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××
投資その他の資産合計	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産		
創立費	×××	×××
開業費	×××	×××
株式交付費	×××	×××
社債発行費	×××	×××
開発費	×××	×××
繰延資産合計	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××
製品保証引当金	×××	×××
………………	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××
退職給付引当金	×××	×××
………………	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
負ののれん	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		

リース資産	×××	×××
その他	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産		
投資有価証券	×××	×××
長期貸付金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
長期貸付金（純額）	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××
投資その他の資産合計	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産		
創立費	×××	×××
開業費	×××	×××
株式交付費	×××	×××
社債発行費	×××	×××
開発費	×××	×××
繰延資産合計	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××
製品保証引当金	×××	×××
………………	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
繰延税金負債	×××	×××
退職給付引当金	×××	×××
………………	×××	×××
負ののれん	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		

株主資本			株主資本		
資本金	×××	×××	資本金	×××	×××
資本剰余金	×××	×××	資本剰余金	×××	×××
利益剰余金	×××	×××	利益剰余金	×××	×××
自己株式	△×××	△×××	自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××	株主資本合計	×××	×××
評価・換算差額等			評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××	その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××	土地再評価差額金	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××	為替換算調整勘定	×××	×××
………………	×××	×××	………………	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××	評価・換算差額等合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××	新株予約権	×××	×××
少数株主持分	×××	×××	少数株主持分	×××	×××
純資産合計	×××	×××	純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	負債純資産合計	×××	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		

○　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
様式第十号 【借入金等明細表】 （略） （記載上の注意） １．第37条第１項第２号に規定する短期借入金、同項第３号及び第38条第１項第３号に規定するリース債務、同項第２号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びにその他の負債であつて、金利の負担を伴うもの（社債を除く。第６号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。 ２．～７．（略）	**様式第十号** 【借入金等明細表】 （略） （記載上の注意） １．第37条第１項第２号に規定する短期借入金、同項第３号及び第38条第１項第３号に規定するリース債務、同項第２号に規定する長期借入金（連結貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びに金利の負担を伴うその他負債（社債を除く。第６号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。 ２．～７．（略）

○　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改　正　案	現　行
様式第十一号 【資産除去債務明細表】	（新設）

区　分	前期末残高（円）	当期増加額（円）	当期減少額（円）	当期末残高（円）

（記載上の注意）

１．連結貸借対照表に計上されている前期末及び当期末の資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。

２．本明細表に記載すべき事項が第15条の23に規定する注記事項として記載されている場合には、その旨を記載することにより本明細表の記載を省略することができる。